

関市告示第124号

関市全国大会等出場者激励金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

関市長 尾 関 健 治

関市全国大会等出場者激励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、各種スポーツ、文化又は芸術に関する地区予選大会等を通じて出場権を得た全国規模又は世界規模で行われる大会に出場する者に対して激励金を交付することにより、関市のスポーツ、文化及び芸術の振興を図ることを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる各種スポーツ、文化又は芸術に関する大会（以下「交付対象大会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 国又は国が関与する団体が主催若しくは共催又は後援をする全国大会
- (2) 日本スポーツ協会の加盟団体が主催若しくは共催又は後援をする全国大会
- (3) 全国規模の非営利団体が主催若しくは共催又は後援をする全国大会で、市長が認めるもの
- (4) オリンピック、世界選手権、アジア選手権その他の国際大会（以下「国際大会」という。）
- (5) その他市長が特に認める大会

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる大会で賞金が出るものについては、交付対象大会としない。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの条件を満たさなければならない。

(1) 県又は地区で行われる予選会その他これに準ずる大会に出場し、交付対象大会に出場する権利を得た個人又は団体であること。

(2) 国若しくは国が関与する団体、日本スポーツ協会の加盟団体又は全国規模の非営利団体の推薦により交付対象大会に出場する権利を得た個人又は団体であること。

(3) 選考会を経て、交付対象大会の出場者に選出された個人又は団体であること。

2 交付対象者は、前項の条件を満たす個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個人にあっては、次のいずれかに該当する者

ア 市内に住所を有し、及び居住する者

イ 市内の小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他これらに準ずる学校（以下「市内の学校」という。）に在学し、在学する学校の構成員として交付対象大会に出場する者

ウ 市内の企業に在勤し、勤務する企業の構成員として交付対象大会に出場する者

エ その他市長が認める者

(2) 団体にあっては、次のいずれかに該当する団体

ア 市内の学校に属する団体

イ 市内の企業に属する団体

ウ 市内を活動拠点とする団体

エ 市外を活動拠点とする団体であって、市内に住所を有し、及び居住する者で交付対象大会に出場するものが所属するもの

オ その他市長が認める団体

3 前項の規定にかかわらず、市税等を滞納している個人については、激励金を交付しない。

(激励金の額等)

第4条 激励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 全国大会に出場する場合 個人にあつては5,000円、団体にあつては交付対象大会に出場する選手の数(前条第2項第2号エに該当する団体にあつては、市内に住所を有し、及び居住する者に限る。以下同じ。)に5,000円を乗じて得た額。ただし、団体にあつては、150,000円を上限とする。

(2) 国際大会に出場する場合 個人にあつては30,000円、団体にあつては交付対象大会に出場する選手の数に30,000円を乗じて得た額。ただし、団体にあつては、300,000円を上限とする。

2 同一の交付対象大会における激励金の交付は、1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 交付対象者が激励金の交付を受けようとするときは、大会出場決定後速やかに関市全国大会等出場者激励金交付申請書(別記様式)に次に掲げる資料を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 出場する大会等の開催要領
- (2) 大会の出場者名簿その他の出場が確認できる書類
- (3) 団体にあつては、選手名簿その他これに類する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(激励金の返還)

第6条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により激励金を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 交付対象大会に出場する権利を取り消されたとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、市長が激励金の交付を適当でないと認めるとき。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。